



安全衛生 あれこれ

5

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

改正条文

- 改正安衛法第13条（産業医等）第3項
産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。
- 改正安衛規則第14条（産業医等の職務等）第7項
産業医は、～略～必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

労働衛生週間の話題として、提案したいのが労働衛生管理活動の見直しです。働き方改革関連法による改正安衛法により、労働時間の状況の把握が管理監督者等に広がり、1か月80時間を超えた時間外労働・休日労働時間の労働者への通知が義務付けられ、医師による面接指導の要件も拡充されました。これにより国の過重労働対策が更に進められたところです。

同時に4月から「産業医・産業保健機能」が強化されました。改正法が示された際に、医師の先生に少々失礼ではないか？と驚いたのが、上

「産業医・産業保健機能の強化」を担うのは衛生管理者

記の改正条文です。しかし、このように義務と責任が法令に示されたことは、産業医の権限が充実、強化されたことの裏返しです。

改正法令によると、まず産業医には、事業者から、

- ① 健診
 - ② 長時間労働
 - ③ ストレス関係
- 等の情報が提供されま

また、産業医に独自の権限が付与され、

- ① 情報収集活動
- ② 病者等への緊急措置
- ③ 事業者への勧告
- ④ 衛生委員会に調査審議を求めること

等の職務が拡充されました。この権限の強化は、

過労死等の健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さず、産業医が事業者からの独立性を高め、専門家の立場からより効果的な活動を行うことが期待されているものです。ある意味、各社に健康に係る労働基準監督官が配置されたようなイメージです。

加えて、事業者は産業医の勧告を衛生委員会に報告すること、相談体制の整備も求められています。

これらの産業医・産業保健機能の強化を推

進し、実務を担うのは、衛生スタッフのキーマンである「衛生管理者」であり、産業医との連携の下、事業者、（安全）衛生委員会、労働者等との連絡調整が大変に重要となっています。

また、委員会の付議事項の確認、委員会規程の見直し、議事録の整備、議事概要の周知もコンプライアンス確保の観点から重要な実施事項です。特に中小企業においては、違反が放置されるのも適正な衛生管理が推進されるのも衛生管理者次第と思われれます。衛生管理者の一層の活躍を期待しています。

詳しくは、厚生労働省のリーフレット、①「産業医・産業保健機能の強化」、②「産業保健活動の実践事例集」をご覧ください。

